

## 上越市農林水産物等

## マーケティング活動支援事業補助金

意欲のある農林漁業者が自ら取り組む農林水産物等のマーケティング活動に必要な経費の一部を支援します！

## 募集期間

令和8年4月1日から予算額に達するまで（先着順）



【上越市ホームページ】  
申請書の様式など詳細は  
こちらをご覧ください。

## 補助要件等

市内に居住又は所在し、市税を完納している農業者等が対象となります。

区分	補助要件		補助対象となる農産物	補助率	補助対象経費上限額	補助金上限額	
	地域	対象者					
中山間地域農業枠	販売農家※1	上越市中山間地域振興基本条例第2条第1号に定める区域※2であって、中山間地域等直接支払交付金制度の対象地域及び対象農用地であること	中山間地域等直接支払交付金制度の集落協定又は個別協定を締結している方	中山間地域において自ら生産した農産物等	2/3以内	30万円	20万円
	認定農業者、認定新規就農者					45万円	30万円
	農業者三者以上で構成される団体					60万円	40万円
一般地域農業枠	販売農家※1	中山間地域農業枠以外の地域	—	一般地域において自ら生産した農産物等	1/2以内	30万円	15万円
	認定農業者、認定新規就農者					40万円	20万円
	農業者三者以上で構成される団体					60万円	30万円
林業・水産業枠	林業者又は漁業者	—	—	自ら生産し、又は漁獲した林産物・水産物等	1/2以内	40万円	20万円
	林業者等又は漁業者等三者以上で構成される団体					60万円	30万円

※1 経営耕地面積 30a 以上または年間農産物販売額 50 万円以上の農業者等

※2 金谷区、谷浜・桑取区、安塚区、浦川原区、大島区、牧区、柿崎区、吉川区、中郷区、板倉区、清里区及び名立区の区域（都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域の区域を除く。）並びに市長が認める区域

販路拡大加算特例	申請する補助対象事業のコース番号1から5までに要する経費の合計額が15万円以上となる場合、補助金上限額に10万円を加算します（補助率は各区分の補助率を適用）。
----------	---

## 補助対象事業 複数のコースを選択可能です。

1	首都圏マルシェ出店コース	6	販売促進資材作成コース
2	商談会等出展、商談実施コース	7	プロカメラマンによる写真撮影・動画制作コース
3	販売促進イベント開催、参加コース		
4	ウェブサイト又はインターネットショップ開設、改良コース	8	広告出稿コース
		9	雪室等活用高付加価値化チャレンジコース
		10	マーケティング等専門家活用コース
5	インターネットショッピングモールへの新規出店、改良コース	11	商品ブランド力強化コース
		12	その他のマーケティング活動コース

## 補助対象事業の内容 複数のコースを選択可能です。

コース番号	コースの名称	補助対象事業の内容
1	首都圏マルシェ出店コース	農林漁業者が首都圏等で実施されるマルシェ（農産物直売所等）に自ら出店し、消費者等に直接販売する事業
2	商談会等出展、商談実施コース	農林漁業者が商談会、展示会等へ出展し、又は新潟県外において商談を行う事業
3	販売促進イベント開催、参加コース	上越産農林水産物等の販売促進イベントを開催し、又は参加する事業
4	ウェブサイト又はインターネットショップ開設、改良コース	上越産農林水産物等をPR・販売するウェブサイト又はインターネットショップを開設・改良する事業
5	インターネットショッピングモールへの新規出店、改良コース	上越産農林水産物等を販売するため、インターネット上のショッピングモール(サイト)に新規出店し、又は改良する事業
6	販売促進資材作成コース	上越産農林水産物等の販売を促進するため、チラシ、パンフレット、カタログ、上越産をPRするダンボール箱、のぼり、タペストリー等の販売促進資材を作成する事業 ※既存の販売促進資材を単に更新して作成する経費は補助対象外となります。
7	プロカメラマンによる写真撮影・動画制作コース	上越産農林水産物等をPRするウェブサイト、インターネットショップ、販売促進資材等に掲載するため、プロカメラマンによる写真撮影又は動画制作を行う事業
8	広告出稿コース	上越産農林水産物等の販売を促進するため、インターネット、新聞、雑誌、テレビ等に広告掲載を行う事業
9	雪室等活用高付加価値化チャレンジコース	・上越市雪中貯蔵施設ユキノハコ、民間の雪室等を活用した上越産農林水産物等の高付加価値化又は雪下野菜の生産等に取り組む事業 ・野菜等を雪室で保管し、学校給食へ出荷する事業
10	マーケティング等専門家活用コース	マーケティングの研修会の開催又は外部研修会の参加、マーケティング活動の計画の策定、マーケティング活動に関するアドバイス、販売促進資材のデザイン指導、作成その他上越産農林水産物等のマーケティング活動を進めるため、マーケティング等の専門家を活用する事業
11	商品ブランド力強化コース	・上越産農林水産物等のブランド力を強化するため、商標登録若しくは各種認証（有機JAS及びGAP認証を除く）を取得し、若しくは更新する事業 ・食味コンクールに出品する事業
12	その他のマーケティング活動コース	1から11までに掲げるコースのほか、上越産農林水産物等のマーケティング活動に取り組む事業

## 補助対象経費

①謝金、②人件費<sup>※1</sup>、③旅費、④需用費、⑤役務費、⑥委託料、⑦広告宣伝費、⑧出展費（受講料を含む。）、⑨農林水産物等の高付加価値化に要する経費<sup>※2</sup>

※1 ②人件費は、販売促進イベント等の参加に伴う販売員の臨時的な雇用（人材派遣サービスの利用を含む。）に要する経費のみ、補助対象経費となります。

※2 ⑨農林水産物等の高付加価値化に要する経費は、上記①～⑧のうち、いずれか一つ以上の補助対象経費と同時に補助対象事業を実施する場合のみ、補助対象経費となります。  
ただし、学校給食で使用する雪下・雪室野菜等の生産に要する保管費用等の経費については、当該経費のみの支出であっても補助対象経費となります。

## 活用例

### ☑ のぼり旗やパンフレットを作成し、マルシェに出店したい！



#### 1 首都圏マルシェ出店コース

消費者に対面で販売することで、認知度の向上や、新規顧客の獲得が見込めます。

また、消費者の声を直接聞くことで、消費者がどのような商品に興味を持ち、何を求めているかを知ることができます。

商品をPRするのぼり旗や、商品の魅力を引き出すパンフレットを作成し、固定客を獲得しましょう。

#### 6 販売促進資材作成コース



首都圏マルシェ出店



販売促進資材の作成

### ☑ 農産物の詰め放題イベントを開催したい！



#### 3 販売促進イベント開催、参加コース

多くの集客を見込めることから、新たなファンの獲得につながり、生産者と消費者との関わりが深くなります。

また、短期間で大量に売り込むことができることから、廃棄コストや食品ロスの削減にも効果的です。



さつまいもの詰め放題イベント

#### 利用者の声

リピーターを獲得できた。  
他の取り扱い商品の  
問い合わせも増加した。

### ☑ 米袋を作成し、棚田米をPRしたい！



#### 6 販売促進資材作成コース

他社との差別化により、自社のブランド力が向上します。  
棚田地域の特色を取り入れたデザインにより、棚田米に興味を持っていただき、生産者と消費者の新たなつながりが生まれます。



オリジナルデザインの米袋作成

#### 利用者の声

消費者以外の集落内からも  
高評価をいただくことができた。

### ☑ 野菜を市内の雪室に保管し、学校給食用に出荷したい！



#### 9 雪室等活用高付加価値化チャレンジコース

野菜を雪室に保管することで、収穫した際の鮮度を長く維持することができます。これにより、収穫時期が限られる野菜でも、長期にわたり安定して学校給食用に出荷することができます。

※市内雪室の例：ユキノハコ（安塚区）、和田雪室（安塚区）、JA えちご上越の雪室（浦川原区）など



雪中貯蔵施設「ユキノハコ」



学校給食の一例

**ポイント：学校給食用野菜等は、雪室に保管するとその費用の一部を補助します！**

フォロワー募集中👍 農林漁業に関する情報を発信しています！



facebook アカウト  
上越市農産物等販売促進実行委員会  
市内農産物の販売促進に関する活動や、イベント情報、農業者向けの支援制度の情報を発信しています。

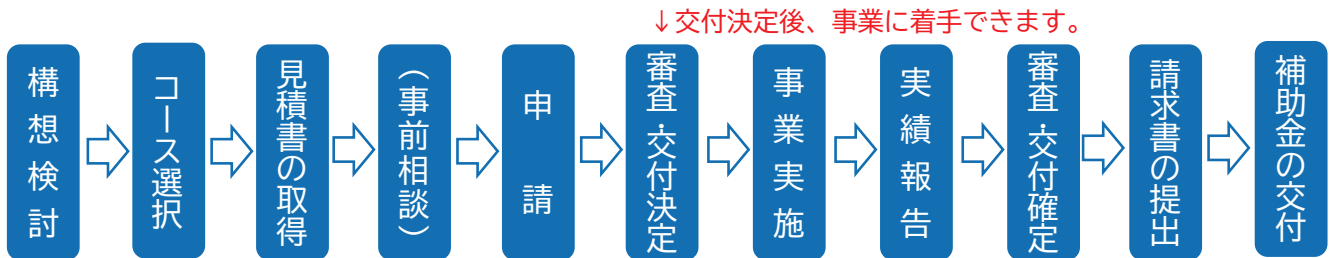


Instagram アカウト  
上越市農林水産部  
上越市のおいしい旬の「食」や楽しい農林漁業イベントの情報などを発信しています。

## 注意事項

- ・補助対象となるのは、事業着手前の取組に限ります。(事業着手後の申請はできません。)
- ・補助事業の内容に変更が生じる場合は、事前にご相談ください。(事業変更承認申請が必要な場合があります)
- ・事業が完了したときは、速やかに実績報告が必要です。また、実績報告は令和9年3月31日までに証拠書類(明細付き請求書、領収書等)を添付した報告書の提出が必要です。
- ・補助金を確定する際に補助対象とされる経費は、証拠書類を備えた経費のみとなります。
- ・上越産農林水産物等のPR、販売促進を目的としたものが補助対象であり、単なる経営体のPRのための経費は、補助対象外となります。
- ・補助金の交付は、補助金上限額内であれば、同一年度内に複数の申請が可能です。
- ・事業完了から5年間については、補助対象事業にかかる販売実績などを聞き取りさせていただく予定ですのでご承知おきください

## 申請から補助金支払の流れ



相談は、随時受け付けております。「こんな取組をしてみたい」、「補助金の申請は初めてで心配」など、お気軽にお問い合わせください。サポートします!!

さらに!

## 農林水産物等マーケティング活動実践塾のご紹介

市内農林水産物等の自主的販売(対面・インターネット販売等)に取り組む農林漁業者(就業希望者)を対象として、農業者や中小企業への豊富な支援経験を持つ専門家講師を招き、例年全4回の講座を開催しています。(R7年度の実施内容は以下のとおり)

農業者等が自ら販売する取組を促進するために必要なマーケティングの考え方や具体的な手法について学ぶことができます。

### ○対象者

市内農林漁業者、上越産農林水産物・農林水産加工品を使用、販売する市内事業者など

### ○R7年度の実施内容

	講座名
第1回	Canvaの使い方講座
第2回	農林水産物の魅力を伝える写真の撮り方講座
第3回	実践型ネット販売講座
第4回	SNS活用法講座

※R8年度の講座内容や日時等については、決まり次第、市ホームページや各種SNS、チラシ等でご案内させていただく予定です。

無料!!



提出先  
問合せ先

〒943-8601 上越市木田1-1-3 上越市農林水産部農業振興課 販売促進係  
TEL 025-520-5751 FAX 025-526-6185  
Eメールアドレス [nougyouhansoku@city.joetsu.lg.jp](mailto:nougyouhansoku@city.joetsu.lg.jp)

# あなたの大切な農産物を もつとたくさんの人に

ご縁でつなぐ販路拡大プロジェクトふるサポ上越  
「上越のおいしい」を  
地元を広げ、そして首都圏のお客様へ



販路対象地域：東京、神奈川、埼玉、千葉、上越

農産物を  
出品いただけ  
る方を  
大募集

## 募集期間

2026年4月1日～2027年3月31日

## 募集条件

- 農業（耕種および畜産）業を営んでいる方
- 上越市内で事業を行っている方

## 参加費

無料

## 申し込み方法

裏面をご参照下さい。

## お問い合わせ先

ふるサポ上越事務局 担当：新田  
電話：090-4943-7869  
furusuppojo@gmail.com

上越市農産物等販売促進実行委員会  
事務局：上越市農業振興課  
電話：025-520-5752  
Fax：025-526-6185

## ■あなたの「おいしい」農産物を首都圏の飲食店へPRします!

ふるサポ上越は、上越市の農作物の販路拡大プロジェクトです。

皆様がお持ちの農産物の「おいしさ」を知っている方に改めてPRを行うことで、上越市の「おいしいもの」を知ってもらい「食べてもらいたい」との共感を呼び起こし、人とのつながり、そしてご縁で首都圏の飲食店などの販路を開拓します。

## ■取り組み

- ① ブランディングの一環として、生産者(事業者)様に撮影とインタビューを実施いたします。
- ② 農産物とその栽培方法、生産者(事業者)様のこだわりなどを発信するPR素材を制作し、ふるサポ上越のYoutubeチャンネルにアップロードいたします。
- ③ 広報上越・公式SNSなど上越市役所の媒体を活用したり、各種メディア様にご協力をいただきながら、ふるサポ上越のYoutubeチャンネルに誘導いたします。
- ④ 上越市内にお住まいの方や上越市に縁のある方へPRを行うことで、共感を得た方から首都圏や地元の飲食事業者様をご紹介いただき、対面の営業を実施いたします。



## ■メリット

### ①手間いらず

インタビューや撮影に協力していただければ、あとはほとんど手間がかかりません。

### ②幅広いPR

複合的かつ広域のPRが行え、飲食事業者だけでなく、住民の方にも知ってもらえます。

### ③無料だからお気軽に

費用がかからないため(サンプル品のご提供につきましてはご相談させていただく場合があります)気軽に販路にチャレンジ出来ます。

参加申込書 メール:furusuppojo@gmail.com / FAX:025-526-6185

事業者名		担当者		<p>お申込フォーム</p> 
住所				
連絡先	電話: メール: FAX:	担当者電話: @		
出品品目				

お問い合わせ先 ふるサポ上越事務局 担当:新田 furusuppojo@gmail.com / 090-4943-7869

上越市農産物等販売促進実行委員会 事務局:上越市役所 農業振興課 / 025-520-5752

# 令和8年度農作物鳥獣被害防止対策事業の概要

## 基本方針

イノシシを中心とした農地・農作物被害の早期根絶を図るため、上越市鳥獣被害防止対策協議会との連携の下、「**出没しにくい環境づくり**」、「**電気柵による侵入防止**」、「**加害個体の捕獲**」の三つの対策を柱に取組を推進するとともに、あわせて、「**鳥獣捕獲の担い手を確保・育成**」、「**ジビエの利活用**」を推進する。

### 1 鳥獣が出没しにくい環境づくり

- (1) 集落環境診断の実施【継続】
  - ・集落ぐるみの自発的な取組を促進する上で、有効な手段であり、引き続き、協議会内に推進チーム（市、JAえちご上越、NOSAI新潟上越支所）を設置し、推進する。
- (2) 鳥獣被害対策学習会の開催による鳥獣関連知識の普及啓発【継続】
- (3) 農作物等被害調査の実施【継続】
  - ・市内農家組合（約12,000戸）を対象に、アンケート形式による調査を実施する。

### 2 電気柵による侵入防止

- (1) 電気柵の新設支援（鳥獣被害防止総合対策交付金）【継続】
- (2) 予防電気柵の導入及び既設電気柵の更新支援（協議会単独補助）【継続】

### 3 加害個体の捕獲

- (1) 上越市鳥獣被害対策実施隊による加害個体の捕獲強化【継続】
  - ・上越市鳥獣被害対策実施隊と集落との連携による加害個体の捕獲強化に取り組む。
  - ・国の「捕獲サポート隊制度（集落）」を活用し、同隊員に対して安全講習会の開催や傷害保険への加入等を支援する。
- (2) 新潟県猟友会上越6支部による年間を通じた捕獲活動【継続】
- (3) 捕獲技術講習会の開催による技術の継承【継続】
- (4) スマート捕獲の本格導入【継続】



### 4 鳥獣捕獲の担い手の確保・育成

- (1) 狩猟免許等の新規取得支援及び新規猟銃取得支援【継続】
- (2) 捕獲活動支援費の増額【継続】
  - ・イノシシの捕獲活動支援費の増額を継続するほか、新たにツキノワグマも支援費の支払い対象とするなどして、猟友会入会のインセンティブを高める。
- (3) 情報発信の取組強化【継続】
  - ・昨年度に引き続き、狩猟免許等取得及び猟友会入会のインセンティブを高めるための情報発信を強化する。

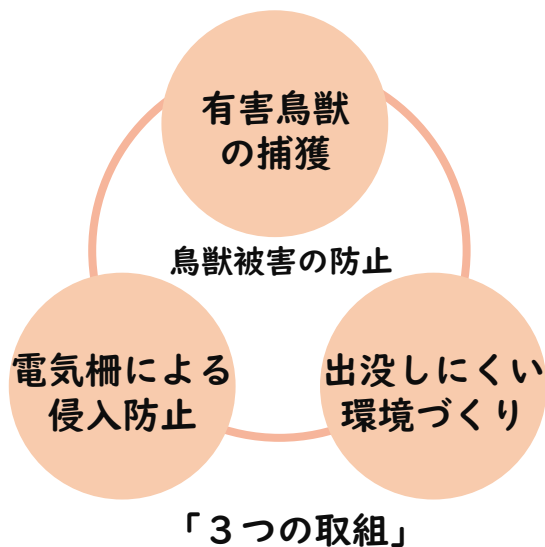
### 5 ジビエの利活用

- (1) 飲食店を対象としたジビエ料理講習会の開催【継続】
- (2) 市内イベントをあわせたジビエ試食機会イベントの開催【継続】

# 鳥獣の出没しにくい集落を目指して 「集落環境診断」に取り組みましょう！

## 鳥獣被害の防止には 「3つの取組」が重要！

イノシシによる農作物被害を防ぐためには、捕獲によって個体数を減らすことはもちろんですが、ほ場へのイノシシ侵入を防ぐ電気柵の設置や、農地周りの草刈りなどでイノシシが出没しにくい環境をつくるのが有効とされており、これらを組み合わせて取り組むことで、被害を防ぐ効果を一層高めることができると思っています。



## 集落環境診断とは？

「何から始めたら有効なのか」を住民・行政・関係団体が視点をあわせ、現地の被害状況の把握や被害原因の分析、対策の立案、対策の効果検証まで行う、集落単位の総合的な鳥獣被害対策戦略づくりです。

「上越市鳥獣被害防止対策協議会」（以下、協議会）の構成員である、JAえちご上越、NOSAI新潟上越支所、上越市役所の職員が、集落の皆さんと一緒に集落を歩いて周り、鳥獣の痕跡や侵入路を探します。その上で、「誰が」「いつ」「どこで」「何を」を盛り込んだ、具体的なアクションプランを住民の皆さんと一緒に考えます。

イノシシやシカが悪さをしている。  
でも、何から始めればよいのか分からない・・・

専門家による勉強会



集落を見て回る集落環境調査



イノシシのヌタ場



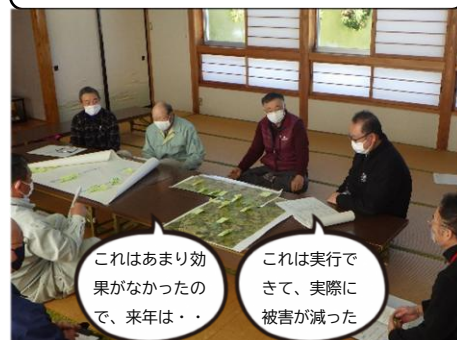
集落地図作成の様子



合意形成ワークショップの様子



効果検証の様子



# 集落環境診断の流れ

## ①集落内の状況把握

- 協議会担当職員が、町内会や農家組合の役員の方々から、集落内におけるイノシシによる被害の発生状況を聞き取り、日程調整や集落の地図の準備・どのように集落を回るかなどを一緒に考えます。

## ②集落勉強会

- 実際に集落を見て回る前に、イノシシの生態や鳥獣被害対策の基本的知識を学ぶため、専門家から正しい情報を学びます。

## ③集落環境調査

- 集落の皆さんと、協議会担当職員が集落を回り、鳥獣の痕跡（食べ跡、足跡、糞、ヌタ場、獣道）の他、鳥獣を呼び寄せる原因（未収穫の果樹、放置された果樹、荒廃農地、空き家）などを探します。

## ④集落地図作成

- ③集落環境調査で見つけた痕跡や鳥獣を呼び寄せる原因を地図に書き込み、現在の状況を可視化します。

## ⑤問題点の整理

- 集落地図を見ながら、どうして鳥獣が寄ってくるのかなどの原因を全員で考えます。

## ⑥対策検討

- ⑤問題点の整理で出てきた課題に対して、どういった対策が出来るかを全員で話し合います。その際には、資金や人員のことは気にせず、気軽にアイデアを出しましょう。

## ⑦合意形成ワークショップ

- ⑥対策検討で出たアイデアを実現可能になるように話し合います。この際に、「誰が」、「いつ」、「どこで」も含めて決めます。
- 協議会も、活用できる補助金や制度など紹介し、実現できるようにサポートします。

## ⑧対策実行

- ⑦合意形成ワークショップで決まった対策を実行に移します。

## ⑨効果検証

- ⑧で実行してきた対策について振り返りを行い、良かった点、翌年度から変えるべき点などを話し合います。

休日  
ー  
日

休日  
半  
日

休日  
半  
日

次年度以降も⑧と⑨を繰り返し行い、より効果的な場所への移動、作業量の調整などを行い、対策が長く続くように見直しを続け、鳥獣被害“ゼロ”を目指しましょう！

鳥獣が出没しにくい環境づくりに向け、集落の主体的な取組を全市に波及させるため、現に農作物被害が発生している集落や今後被害発生のある恐れがある集落を対象に集落環境診断を導入していきます。お困りの集落は、お気軽にお問い合わせください。

上越市鳥獣被害防止対策協議会

（事務局：上越市 農業振興課 中山間地域農業対策室）

電話：025-520-5755（直通）または 各総合事務所（農政担当）

E-mail:nougyoushinkou@city.joetsu.lg.jp

詳しくは

上越市 集落環境診断

検索

## 令和8年度 農作物等被害調査の実施について

イノシシなどの野生鳥獣による農作物等の被害状況の把握は、上越市鳥獣被害防止対策協議会が年間を通して行っています。被害の把握は、電気柵の設置や捕獲活動などの対策を講じる上で重要な基礎データとなりますので、被害を確認した場合は、下記のとおり調査票の提出をお願いします。

- 調査形式 調査票の提出により、農作物等の被害状況を把握します。
- 対象作物 農作物全般（畑作物、果樹を含む。）、農地および農業用施設
- 報告方法 農作物等の被害があった場合は、裏面の調査票に被害状況等をご記入いただき、市役所農業振興課中山間地域農業対策室、または、最寄りの総合事務所まで提出してください。  
（ファクシミリ・メール可）
- 報 告 被害発生の都度、随時受け付けます
- その他
  - ①農作物等被害調査については、市ホームページ及び広報上越4月号にも掲載しています。
  - ②令和7年度の調査結果については、詳細を市ホームページに掲載しています。（令和7年度のイノシシの農作物被害面積は約3.9ha（前年度より約6.2ha減）であり、これに加え、カラス、ハクビシン等による被害も若干発生しました。）ご協力ありがとうございました。

### 【お問い合わせ先】

上越市鳥獣被害防止対策協議会事務局

担 当：上越市農林水産部農業振興課

中山間地域農業対策室 植木、杉田

電 話：025-520-5755

または、各総合事務所（農政担当）

裏面が調査票です

被害を確認した際に記入して提出ください  
(それまでは、大切に保管しておいてください)

農作物・農地・農業用施設の鳥獣被害調査票

回答所要時間:5分程度

住所:上越市 (TEL: )  
氏名:

問1: 被害を受けたのは、いつ頃ですか。(被害を受けた年月日を記入)

令和 年 月 日

問2: 被害を受けた場所を教えてください。(場所等を記入)

上越市 区 番地(を含む全 枚)

※複数のほ場で被害を受けた場合、「代表地番」と「被害を受けた合計枚数」を記入

問3: 被害を受けた農作物、農地・農業用施設を教えてください。(該当番号に○と、詳細を記入)

1 農作物(作物名: ) (販売目的: 有・無)

2 農地・農業用施設(施設等名: )

【被害状況を具体的にご記入ください】(被害ほ場の電気柵設置: 有・無)

問4: 被害を受けた面積・規模を教えてください。(面積等を記入:【参考】一反=10a、一町=100a)

■ 農作物(例:100aのほ場で、50aが10%の被害、10aが全滅 → 被害面積は5a+10a=15a)

○被害を受けたほ場の全体面積: a

※複数のほ場で被害を受けた場合、「被害を受けた合計の水張面積」を記入

○上記のうち被害を受けた面積: a

■ 農地・農業用施設

○被害を受けた幅 m × 長さ m

問5: 被害を加えた動物・鳥が分かれば、その種類を教えてください。(該当種類に○)

イノシシ・ニホンジカ・カモシカ・タヌキ・ハクビシン・アナグマ  
アライグマ・カラス・スズメ・サギ・その他( )

最寄りの「総合事務所」または「上越市役所農業振興課中山間地域農業対策室」に  
調査票をご提出ください(記載された個人情報(は当該業務以外に使用いたしません)

上越市鳥獣被害防止対策協議会(事務局:上越市 農業振興課 中山間地域農業対策室)  
TEL 025-520-5755 FAX 025-526-6185 メール nougyoushinkou@city.joetsu.lg.jp

# 農地にイノシシの侵入を防ぐ電気柵の導入や更新を支援します

事前にイノシシの被害を予防したい / 電気柵を更新したい

秋に要望をとりまとめます



集落内や隣の集落でイノシシ被害が出ている。今のうちに、うちの田んぼも電気柵を張りたい。

予防的電気柵の導入

今まで使っていた電気柵が古くなって、電圧が低くなったりしている。そろそろ交換しないと…。

既設電気柵の更新



支援の内容	補助率	必要書類
<b>予防的電気柵の導入</b> 今後、被害を受けることが予見される農地への予防電気柵を設置する費用の一部を支援します。	1 / 2 以内	・農地の位置図奨励 ・電気柵の見積書
<b>既設電気柵の更新</b> 耐用年数（8年）を経過した電気柵について、同等品の機器に更新する費用の一部を支援します。	3 / 4 以内	・農地の位置図 ・更新用電気柵の見積書 ・電気柵購入日がわかる納品書等の書類（協議会貸与品の場合は不要）

令和7年度の補助率

## ○ 交付対象者

原則として、受益者となる農業者3戸以上で組織する団体

※受益者となる農業者が3戸未満の場合でも、申請が可能な場合があります。

※予防的電気柵の導入及び既設電気柵の更新については、事前（前年度）に報告があった集落等を対象としています。急遽、予防的電気柵の導入及び既設電気柵の更新が必要となった場合は、貸付用の電気柵があります。

イノシシの被害を受けた農地に来年度電気柵を設置したい

秋に要望をとりまとめます

国の交付金を活用し、毎年、電気柵の新設が必要な集落等を支援しています。

新たにイノシシの被害を受けた農地への電気柵新設については、8月から9月にかけて、集落等を通じて翌年度（令和8年度）の実施要望をとりまとめます。その後、10月下旬から11月上旬頃に現地調査を実施する予定です。※農業者3戸以上で組織する団体が支援対象です。

## 事前のお願い

- 本田や法面等の被害を受けた状況がわかる写真を必ず撮影しておいてください。
- 集落等の自己負担割合は、例年、事業費の1～3割程度となっています。

ポイント) 各種支援事業の自己負担額や、電気柵の設置・撤去、下草刈り等の維持管理費には、集落協定構成員の総意により、中山間地域等直接支払交付金を充てることができます。

## ■お問合せ先

上越市鳥獣被害防止対策協議会 事務局

(上越市農林水産部農業振興課中山間地域農業対策室内)

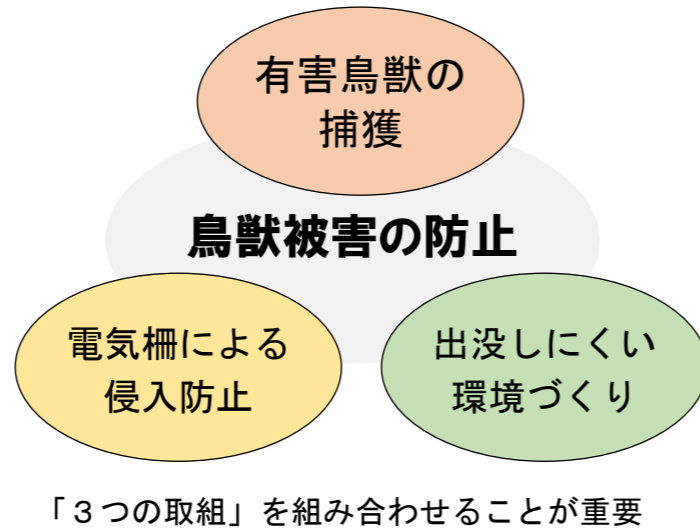
電話 025-520-5755 (直通)

# お困りの集落に「鳥獣被害対策実施隊」を派遣します！ 問

上越市 農林水産部農業振興課  
 中山間地域農業対策室（鳥獣被害対策係）  
 電話 025-520-5755（直通）  
 または 各総合事務所（農政担当）

鳥獣被害の防止には「3つの取組」が重要！

イノシシによる農作物被害を防ぐためには、捕獲によって個体数を減らすことはもちろんですが、ほ場へのイノシシ侵入を防ぐ電気柵の設置や、農地周りの草刈りなどでイノシシが出没しにくい環境をつくるのが有効とされており、これらを組み合わせることで、被害を防ぐ効果を一層高めることができます。



## 鳥獣被害対策実施隊との連携によるイノシシの捕獲の強化

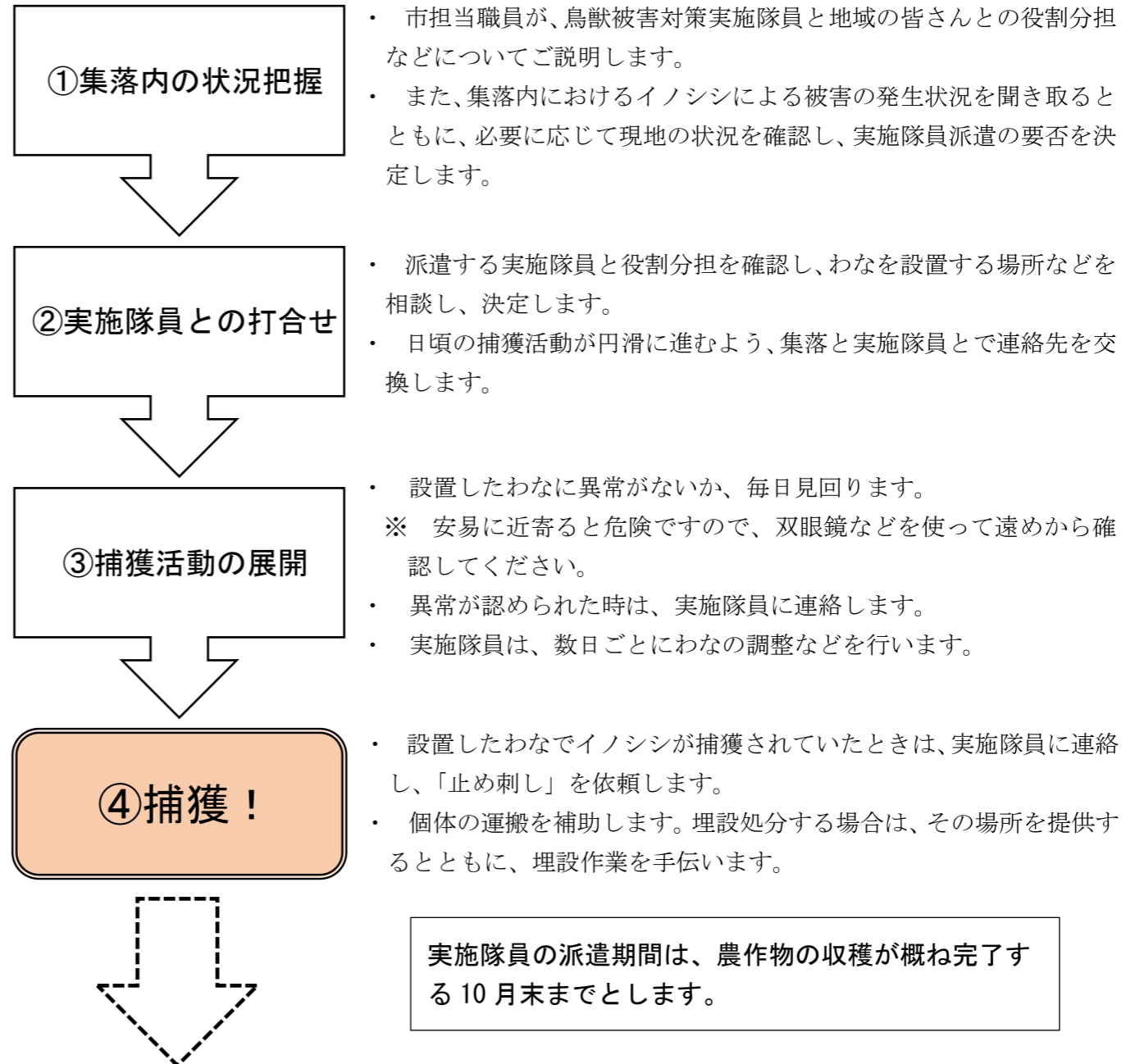


イノシシが増えて困る！  
 けど、自分たちでは捕まえない...  
 何とかしてほしい！

### 鳥獣被害対策実施隊派遣を希望の上、捕獲活動にご協力ください！

「上越市鳥獣被害対策実施隊員」が、農地周りに出没するイノシシを捕獲して被害の発生を防ぎます。皆さんからは、次のようなサポートをしていただくことで、捕獲活動を円滑に実施することができます。また、協力いただく皆さんを「市捕獲サポート隊員」と位置付け、安全講習会の開催や、傷害保険の加入等、安全に捕獲活動ができるよう環境を整えます。

## 地域の皆さんと鳥獣被害対策実施隊員による連携捕獲の流れ



実施隊員の派遣期間は、農作物の収穫が概ね完了する10月末までとします。

#### わな設置場所の選定や地権者との調整、周知

実施隊員と集落で、捕獲が見込める場所を選定します。わなを設置する場所の地権者との調整や集落内への周知をお願いします。



#### わな設置作業や日々の見回りの補助

わなを安全に設置できるよう、集落の皆さんのお手伝いをお願いします。また、設置したわなは日々の見回りが必要です。



#### 捕獲した個体を処分する場所の提供、作業の補助

捕まえたイノシシは、埋設等により適正に処分することとなっています。作業場所への運搬や、埋設場所の提供、作業のお手伝いなどをお願いします。



### ゆくゆくは...

集落内で捕獲に従事する人を確保して、その人の捕獲活動を集落の皆さんで支える仕組みづくりが、イノシシによる被害の防止に効果的です。ぜひ、ご検討ください。

狩猟免許の取得も支援しています！

# 鳥獣捕獲の担い手を募集しています！

～免許等の取得や技術向上に向けた支援制度のお知らせ～



生物多様性と農山漁村の  
環境を守るあなたの力を  
必要としています

イノシシによる農作物被害は、数年前の大雪や豚熱の影響により、一時減少しましたが、ここ最近では、再び生息頭数が増加傾向にあると推測されており、当市の主産業である農業に甚大な被害を与えるとともに、市民への直接的な被害が発生することも懸念されています。

このため、上越市・上越市鳥獣被害防止対策協議会では、有害鳥獣捕獲を強力に推進していますが、その有害鳥獣捕獲を担う一般社団法人新潟県猟友会市内6支部の今後の世代交代や更なる体制強化に向けて、熱意ある新たな人材を募集していますので、是非ともお力をお貸しください。

令和8年4月

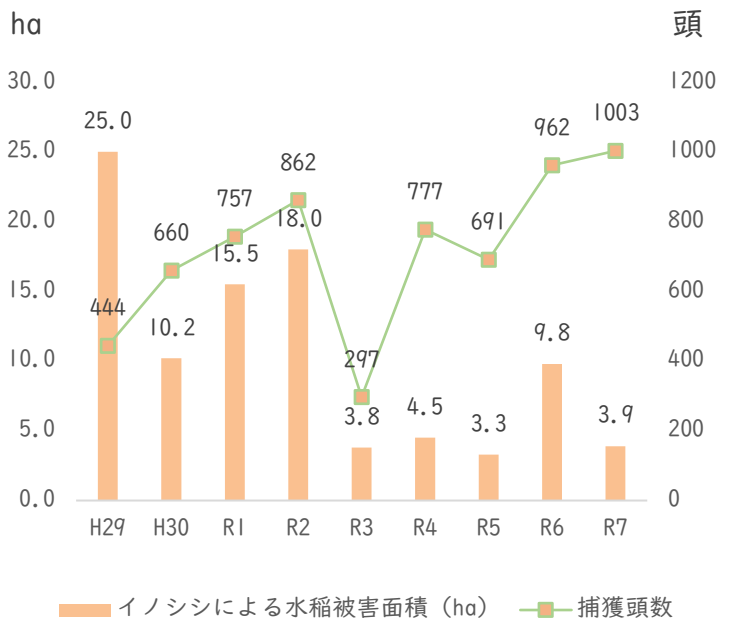
上越市・上越市鳥獣被害防止対策協議会

# 担い手確保による有害鳥獣捕獲の更なる強化

令和7年度のイノシシによる水稻被害は、前年度より大きく減少しています。その反面、イノシシ捕獲頭数を見ると、大雪や豚熱の発生により令和3年度は一時的に減少したものの、令和4年度以降は増加傾向にあることから生息頭数も増加傾向にあると考えられます。

被害根絶に向けた様々な対策のうち、有害鳥獣の捕獲については、市内の猟友会の皆さんに依頼し、大きな成果を上げていただいています。

一方で、会員の高齢化が進行しつつあり、猟友会の持続性が懸念されることから、新たな担い手の確保・育成をあわせて行い、猟友会の体制を強化することで、当市の捕獲対策を将来にわたって維持させていきます。



**狩猟免許を取得して、猟友会に加入し、  
市民と農業を守る有害鳥獣捕獲にご協力ください！**

## 猟友会で活躍されている若きハンターを紹介します！



一般社団法人 新潟県猟友会 佐藤 満 さん

Q. 「狩猟者」になったきっかけは？

A. イノシシによる農作物被害を受けたことがきっかけです。毎年、田んぼを荒らされてしまうので、狩猟免許を取得し、被害を防ごうと思いました。

Q. 狩猟活動で感じたことはありますか？

A. 免許を取得してから6年目になりますが、捕獲しても生息数が減少していないように感じています。また、捕獲活動では私自身の技量不足を感じており、時々、逃げられてしまうこともありますが、今後の活動の中で腕を磨いていきたいと思っています。

Q. 市民の方々へのメッセージをお願いします

A. 実際に免許を取得しても最初のうちは上手く捕獲ができず不安になることがあると思いますが、経験豊富な先輩方から捕獲のコツや注意すべきポイントを繰り返し教えてもらえるので心配ありません。狩猟に興味のある方や農作物を守りたい方は、ぜひ免許を取得してみてください。1人でも多く、仲間が増えることを楽しみにしています。

# 支援制度の内容 ※いずれも猟友会に入会することが要件

## 支援 1

### 捕獲した獣種・頭数に応じて支援が受けられます

猟友会会員が行う、イノシシ等の捕獲活動に対して支援を行っています。

単価と捕獲頭数により算出した支援費を猟友会各支部を通じてお支払いしています。

獣種	1頭当たり支払単価	獣種	1頭当たり支払単価
イノシシ(成獣)	15,000円	タヌキ・ハクビシン・アナグマ・ ノウサギ・テン・キツネ・アライグマ	2,000円
イノシシ(幼獣)	6,000円		
ニホンジカ(成獣)	12,000円	カラス	500円
ニホンジカ(幼獣)	5,000円	アオサギ	200円
ツキノワグマ	25,000円		

※令和8年度よりツキノワグマを支払いの対象としました。

※猟友会各支部によっては、支払額から経費等が差し引かれる場合があります。

## 支援 2

### 第1種銃猟免許・猟銃の所持許可取得に係る経費を支援します

第1種銃猟免許・猟銃の所持許可を新たに取得し、本市の有害鳥獣捕獲にご協力いただける方に、取得経費の一部を支援しています。

対象	次の必須条件を全て満たす人で、かつ、選択条件のいずれかを満たす人	
必須条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>本市に住所を有する人</li> <li>市税を完納している人</li> <li>猟銃の所持許可証の交付の翌年度から3年以内に、本市にある一般社団法人新潟県猟友会の支部に属し、本市の有害鳥獣捕獲に協力することを確約する人</li> </ul>	
選択条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 第1種銃猟免許及び猟銃の所持許可を当年度内に新たに取得する人</li> <li>② 既に第1種銃猟免許を所有している人で、猟銃の所持許可を当年度内に新たに取得する人</li> <li>③ 既に猟銃の所持許可を所有している人で、第1種銃猟免許を当年度内に新たに取得する人</li> </ul>	
補助対象経費	54,000円を上限として、次の経費を支援します。ただし、申請が多数の場合、予算の範囲内となります。	
	選択条件①の人	<ul style="list-style-type: none"> <li>狩猟免許試験時の健康診断料</li> <li>銃の射撃教習受講料</li> <li>銃の所持許可申請時の健康診断料</li> <li>ハンター保険料</li> </ul>
	選択条件②の人	<ul style="list-style-type: none"> <li>銃の射撃教習受講料</li> <li>銃の所持許可申請時の健康診断料</li> <li>ハンター保険料</li> </ul>
	選択条件③の人	<ul style="list-style-type: none"> <li>狩猟免許試験時の健康診断料</li> <li>ハンター保険料</li> </ul>
申請方法 (1、2の二段階で申請いただきます。)	<ol style="list-style-type: none"> <li>農業振興課、各総合事務所(農政担当窓口)または市ホームページ上の予約書類(支援申請予約書、市税納入状況照会の同意書)に必要事項を記入し、<u>試験日の前日までに</u>農業振興課または各総合事務所(農政担当窓口)に提出してください。</li> <li>第1種銃猟免許、猟銃の所持許可を取得後、当年度内に申請書類や領収証の写しを農業振興課または各総合事務所(農政担当窓口)に提出してください。</li> </ol>	

### 支援3

## わな猟・網猟・第2種銃猟免許の取得経費を支援します

狩猟免許（わな猟・網猟・第2種銃猟免許）を新たに取得し、本市の有害鳥獣捕獲にご協力いただける方に狩猟免許試験の受講料の一部を支援します。

対象	次の条件を全て満たす人			
条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>本市に住所を有する人</li> <li>当年度内に新潟県が実施する狩猟免許試験（わな猟、網猟または第2種銃猟免許）に合格する人</li> <li>狩猟免許取得後、当年度内に、本市にある一般社団法人新潟県猟友会の支部に属し、本市の有害鳥獣捕獲等に協力する人</li> </ul>			
補助対象経費	10,000円を上限として、狩猟免許試験（わな猟・網猟・第2種銃猟免許）の受験手数料の一部を支援します。ただし、申請が多数の場合、予算の範囲内となります。			
種別	区分	狩猟免許手数料	補助金額	自己負担金額
	新たに狩猟免許の1種類を取得する人	5,200円	5,000円	200円
	新たに狩猟免許の2種類を取得する人	10,400円	10,000円	400円
	既に所有している狩猟免許とは別の狩猟免許を1種類取得する人	3,900円	3,000円	900円
申請方法 (1、2の二段階で申請いただきます。)	<ol style="list-style-type: none"> <li>農業振興課、各総合事務所（農政担当窓口）または市ホームページ上の申請書類（補助金交付申請書、狩猟免許取得計画書、収支予算書）に必要事項を記入し、試験日の前日までに農業振興課または各総合事務所（農政担当窓口）に提出してください。</li> <li>狩猟免許試験に合格し、猟友会に入会後、当年度内に実績報告書類を農業振興課または各総合事務所（農政担当窓口）に提出してください。</li> </ol>			

### 支援4

## 猟銃の購入費を支援します

初めて猟銃を取得する方に、猟銃の取得に係る経費の一部を支援します。

対象	次の条件を全て満たす人			
条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>上越市鳥獣被害防止対策協議会が実施するOJT研修（10～11月頃を予定）を受講すること ※予約いただいた方に個別に連絡します。</li> <li>上越市鳥獣被害防止対策実施隊員（以下、「実施隊員」という。）または実施隊員になることが確実に見込まれる人</li> <li>初めて銃を取得する人 ※申請せずに既に銃を購入した方は支援対象外となるのでご注意ください</li> <li>猟銃取得日時時点で49歳以下の人</li> </ul>			
補助対象経費	100,000円を上限として、猟銃購入費（税抜き）×1/2以内を支援します。ただし、予算に限りがあるため、猟銃の取得を検討されている方は速やかに下記の間合せ先までご相談ください。			
申請方法 (1、2の二段階で申請いただきます。)	<ol style="list-style-type: none"> <li>農業振興課、各総合事務所（農政担当窓口）または市ホームページ上の予約書類（支援申請予約書、上記条件の①及び②についての同意書）に必要事項を記入し、速やかに農業振興課または各総合事務所（農政担当窓口）に提出してください。</li> <li>猟銃を取得した年度内に補助金交付申請書類を農業振興課または各総合事務所（農政担当窓口）に提出してください。</li> </ol>			

### 支援5

## 「くくり罠」のノウハウを学ぶ技術講習会を開催します

猟友会に入会間もない、経験が浅い方を対象に、猟友会のベテランハンターから、くくり罠を設置するポイントやエサの選び方、日々の管理方法など、テクニックを学ぶための技術講習会の開催を予定しています。

- 開催時期 10月頃（予定）
- 対象 猟友会入会后5年程度の方 ※詳細は、猟友会各支部を通じてお知らせします。

問合せ先

支援制度に関すること  上越市 農林水産部 農業振興課（電話：025-520-5755）

猟友会に関すること

狩猟免許試験に関すること  上越地域振興局 健康福祉環境部 環境センター環境課（電話：025-524-4237）

## 令和 8 年度中山間地域等直接支払交付金について

農業振興課中山間地域農業対策室

## 第 6 期対策で計画した取組の達成について

令和 8 年度は、第 6 期対策の 2 年目となります。集落協定書で計画した取組が達成できない場合は、最大で 5 か年度分の交付金を返還する必要が生じます。

集落協定書の記載内容を確認するとともに、計画した取組が未達成・未完了とならないよう、特に次の3点についてご注意ください。

## 1. ネットワーク化活動計画の作成・・・集落協定書別紙様式2の2

- ・ 第 6 期対策における本体交付金の 10 割単価が適用した集落協定は、「ネットワーク化活動計画」の作成が必要です。
- ・ 協定書に位置づけた年度から最終年度である令和 11 年度までの最大5年間、体制整備単価が適用となります。
- ・ 計画策定後も継続的な話し合いが必要です。
- ・ 令和 11 年度までにネットワーク化活動計画の作成ができなかった場合は、体制整備単価分(2割)の遡及返還となります。

## ★ ネットワーク化活動計画とは

集落協定の統合(広域化)に加え、集落協定間で共通となっている課題から活動を連携するネットワーク化や、多様な組織や非農業者の参画を促進する計画

## 2. 加算で設定した目標の確実な達成について・・・集落協定書第9

加算措置に取り組んでいる集落協定においては、加算で設定した目標を達成する必要がありますので、設定した目標を今一度確認し、令和 11 年度末までに確実に目標を達成するように取り組んでください。

[注意]加算で設定した目標が未達成となった場合

未達成となった加算の金額を最大 5 年度分返還

(目標達成に必要な資金が確保できている場合、交付を受けないことも可)

## 3. 交付金の適正な支出のため下記の点を今一度確認してください

- ✓ 本体交付金の支出は、農業生産活動に関係する支出に限られます。
- ✓ 加算金は、目標達成に資する支出に限られます。
- ✓ 交付金の支出の根拠となる借上料や役員報酬は、協定内の合意形成により定めた内規として、必ず作成してください。

- 集落協定は、参加者全員の取り決めです。特定の人への負担や活動内容等を知らない参加者がいないようにしましょう。
- 毎年話し合った上で活動計画や交付金の使途を決定し、その結果を協定内へ周知し、情報を共有しましょう。
- 話し合った内容や決定事項は、議事録などの形に残しておきましょう。

## 会計検査院の処置要求に対する対応について

令和 7 年度に実施された国の会計検査において、会計検査院から受検対象となった都道府県に対し、下記の指摘があり、過大に交付金を交付したことが判明した市町村には、交付金の返還手続を行うよう要求がありました。

当市においても、同様の事態がないか確認・指導を徹底するよう農林水産省から通知がありました。

市職員が5月上旬から6月下旬までの間に随時、協定書に位置付けた活動(農用地・農道・水路の維持管理、多面的機能増進を図る活動)の実施状況を現地にて確認します。

### ○ 中山間地域等直接支払交付金の対象となる農地について

交付金の対象となる農地は、次の要件を満たしている必要があります。

- 農地として利用されていること(宅地、駐車場、資材置場等に転用されていないこと)。
- 草刈りや水路管理など、保全管理が適切に行われていること。
- 「田」として申請している農地については、畦畔(あぜ)やかんがい機能などがあり、田の形状を保っていること。
- 維持管理農用地においては、草刈りだけでは適正な管理を行っているとは言えず、耕起などの「地力向上の取組」を必ず合わせて実施すること。

これらの要件を満たしていない場合、交付金の返還が生じることがあります。

# 中山間地域等直接支払交付金



### 【概要】

農業生産条件の不利な中山間地域等において、集落等を単位に、農用地を維持・管理していくための取決め（協定）を締結し、協定にしたがって農業生産活動等を行う場合に、面積に応じて一定額を交付する。

### 対象地域

地域振興立法（特定農山村、過疎法等）等で指定された地域で傾斜等の基準を満たす農用地

### 対象者

協定を締結し、5年間農業生産活動等を継続する集落等

### 交付単価

田	急傾斜（1/20以上）	最大21,000円/10a
	緩傾斜等（1/100以上）	最大8,000円/10a

### 交付対象の活動

- ① 農業生産活動等を継続するための活動（基礎単価）
- ② 体制整備のための前向きな活動（体制整備単価）

①+②をどちらも実施すると単価の10割を交付



**ネットワーク化活動計画の作成【第6期対策から】**  
 複数の集落協定間での活動の連携（ネットワーク化）や統合、多様な組織等の参画に向けた計画を毎年度話し合いを重ねて作成。

### 加算措置

<b>棚田地域振興活動加算</b> ・ 認定棚田地域振興活動計画に基づき、棚田地域の振興を図る取組を行う場合に加算	超急傾斜（1/10以上） 14,000円/10a 急傾斜（1/20以上） 10,000円/10a
<b>超急傾斜農地保全管理加算</b> ・ 超急傾斜農地の保全及び農産物の販売促進等の取組を行う場合に加算	6,000円/10a
<b>ネットワーク化加算【第6期対策新規】</b> ・ 複数の集落協定間でネットワーク化等を行った上で、主導的な人材の確保や農業生産活動等の継続のための活動を行う場合に加算	最大※10,000円/10a ※協定規模により変動（上限：100万円/年）
<b>スマート農業加算【第6期対策新規】</b> ・ スマート農業による作業の省力化等を図る取組を行う場合に加算	5,000円/10a （上限：200万円/年）

---

 多面的機能支払制度
 

---

## 1. 令和8年度予算の状況について

## (1) 農地維持支払

新規・再認定、継続組織すべてにおいて満額交付される見込みです。

## (2) 資源向上支払（共同・長寿命化）

県は財政悪化を理由に、「令和8年度の資源向上（共同・長寿命化）において、令和6年度の実績を上回る農用地は交付対象としない」との方針を示しました。

共同については、令和7年9月の要望量調査の面積に基づくと本市への影響がないことを確認していますが、今後の各組織の申請状況によっては、満額交付とされない可能性があります。

また、長寿命化においては、国の予算の都合上、例年を大きく下回る内示となっており、現時点で令和8年度の内示率は約78%です。

2. 今後のスケジュールについて（          は活動組織が実施する内容です。）

時 期	内 容
5月29日まで	市へ認定申請書類提出期限（新規・再認定組織） 市へ変更認定申請書類提出期限（継続組織）
5月中旬から6月中旬	現地確認（市で組織の活動実施状況の確認） ※例年10月から11月に行っている現地確認を前倒しで行います。
7月中旬	市が事業計画を認定
7月下旬まで	市へ補助金交付申請書・概算払請求書提出期限 （新規・再認定・継続組織）
8月下旬	活動組織へ補助金交付（第1回目）70%程度
8月下旬	令和9年度要望量調査

時 期	内 容
10月下旬	活動記録・報告等に関する事務研修会
11月から	順次実績書類の確認実施
11月下旬まで	市へ補助金変更交付申請書・概算払請求書提出期限 (新規・再認定・継続組織)
12月下旬	新規・再認定・継続活動組織へ補助金交付（第2回目）30%程度
3月下旬	市へ補助金実績報告書提出期限

※予定のため変更する場合があります。

**【補足：現地確認を前倒しで実施する理由】**

令和7年度会計検査（新潟県は対象外）において、対象農用地が適切に保全管理されていない等により多額の交付金を返還する事態が生じたため、会計検査対象外の都道府県においても、6月末までに同様の事態が生じていないか確認・指導するよう農林水産省から通知があったためです。

会計検査院の指摘は、対象農用地が宅地や駐車場等に転用されている事例、樹木が繁茂しているなど、保全管理が適切に行われていない事例、また、対象農用地に畦畔がなく田の要件を満たしていない事例があったというものです。市ではこの観点から現在現地を回っているところですが、疑義がある農地を発見した場合は、組織の皆さんとお話しの上、対応させていただきます。

---

## 活動の実施に伴う留意点

---

### 1. 安全管理の徹底について【資料 10-2】

共同活動を行う際はヘルメットの着用、共同活動の安全のしおりを活用するなど事故の発生防止に努めてください。また、傷害保険への加入をお願いします。

事故が起きた際は、必ず市へ報告をお願いします。

### 2. 除草剤の使用について

多面的機能支払交付金の活動においては、草刈り機による除草が原則とされていますが、草刈り機の使用が困難な箇所や効率的な維持管理を図るために必要と判断する場合は、地上部のみを枯死させる成長抑制剤等、環境や土壌侵食に影響の少ない薬剤を用いて除草することが可能です。

### 3. 適正な組織運営の徹底について

県内において、日当が過大に受給されたり、日当の一部を合意形成が不十分なまま積立金に充てたり、不適切な事案が見受けられました。

活動組織は、構成員の合意形成の徹底を図るとともに、総会等で決定した事項は、欠席者を含め全員に周知してください。

### 4. 長寿命化工事 1 件 200 万円上限について

長寿命化工事については原則 1 件 200 万円未満ですが、200 万円以上の工事を実施する場合は市の審査が必要となりますので、必ず事前にご相談ください。

同種の工事を 2 件に分けて実施しても、合計で 200 万円が上限となります。工事の実施は、見積徴収の際に金額を確認し、活動計画書に沿って実施してください。

### 5. 活動組織の広域化推進について

当市では、令和 7 年度から新たに 1 組織が広域活動組織として活動を開始しており、来年度からも新たに 1 組織が活動を開始する予定です。今後、活動組織の広域化に関する理解が深まるよう、事務研修会で先進事例の紹介や手順等を説明するなど、広域化を推進してまいります。

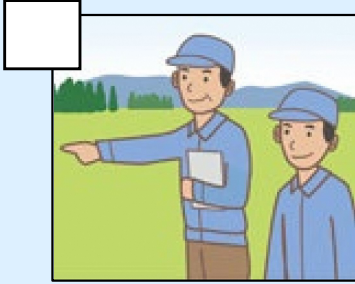


# 多面的機能支払交付金 共同活動の安全のしおり

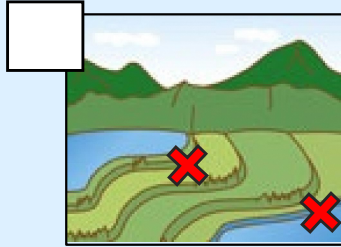
共同活動前に安全確認を行い、  
事故の発生を防止しましょう

## 安全確認チェックリスト

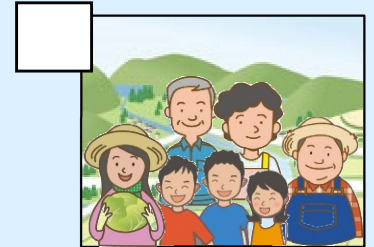
事前チェック



活動場所の下見をして  
作業環境を確認しましたか。



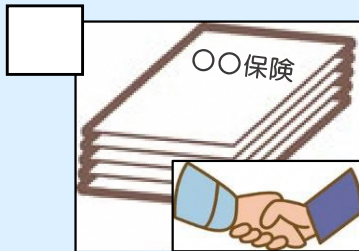
危険な箇所については、  
テープ等で印を付けたり、  
作業マップにマーキング  
しましたか。



参加者の年齢、作業の熟練  
度等を考慮して作業計画(分  
担、配置等)を立てましたか。



作業者は機具等の安全な操作  
方法を習得しましたか。



参加者は全員保険に入り  
ましたか。

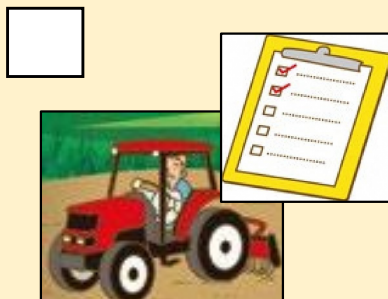


緊急連絡表は作成しまし  
たか。

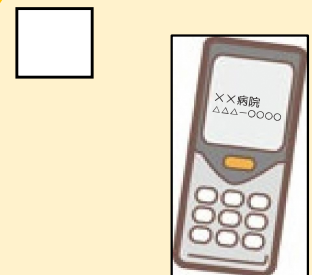
当日チェック



参加者に危険な箇所の説明  
をしましたか。



機具等を用いる場合、点検  
は済みましたか。



緊急連絡表の掲示や携帯  
はしましたか。

# 草刈作業中の留意点

## 1. 防護の徹底

- ・草刈機を使用する際は、ヘルメットや防護メガネ、手袋、長靴（または安全靴）などを着用しましょう。

## 2. 障害物の除去等

- ・事前に、草刈範囲の空き缶や石、木片などを取り除いておきましょう。
- ・除去できない木や障害物がある場合は、その周辺は草刈機を使用せず、鎌等で草刈りしましょう。
- ・蜂刺されを防ぐために、適切な服装や殺虫スプレーを携行し、蜂に刺された場合の対処方法を事前に確認しましょう。
- ・刈刃に石や木片があたって飛び散り窓ガラスが割れる恐れがあるので、自動車は作業場所から離れた場所に停車させましょう。

## 3. 草刈機の点検・整備

- ・刈刃のひび割れや欠け等がある場合には、新しい刈刃と交換しましょう。
- ・刈刃が確実に固定されていることや、飛散物保護カバーが装着されていることを確認しましょう。

## 4. 草刈機の安全な使用

- ・安全な使用方法を修得した作業者が行いましょう。
- ・火災の恐れがあるので、エンジンを始動する場合は、給油場所から3m以上離れましょう。
- ・刈刃に詰まった草や異物を取り除く等作業を中断する際や移動する際にはエンジンを切り、刃の回転が止まったことを確認してからにしましょう。
- ・障害物や地面などにぶつかって起きる刈刃の跳ね（キックバック）には十分注意しましょう。
- ・安全な使用方法の修得には、「機械の安全使用に関する研修」の取組も活用してください。
- ・作業場所は事前に確認し、不安定な場所や転倒の恐れのある急斜面などでは無理な作業をしないようにしましょう。

## 5. 作業間隔の確保

- ・複数名で作業を行う場合は、15m以上間隔を置き、接触事故を防止しましょう。

## 6. 休憩の確保

- ・振動とエンジンの騒音で想像以上に疲労がたまるので、時間を区切ってこまめに休憩を入れましょう。
- ・熱中症対策のため、水分補給をこまめに行いましょう。また、必要に応じて検温を行いましょう。

## 7. 草刈業者への合図

- ・草刈機は騒音が大きいため、作業者に声をかける際には、鏡や笛を用いて遠くから合図をしましょう。



## <作業中の服装チェック>



ヘルメットは被りましたか？

長袖、長ズボンは着用しましたか？

手袋、長靴等は着用しましたか？

防護メガネは着用しましたか？

## 活動前日までに、現地の下見、打合せ、 緊急連絡先の確認を必ず行いましょう

- 活動中の事故を未然に防止するため、事前に活動場所の下見を複数名で行いましょう。**危険な箇所**（急傾斜地、窪地やぬかるみ、段差、電線や電話線、狭小地、急流の水路、危険物、**蜂の巣**などの危険な動植物等）のチェックを行い、危険物の除去や危険箇所をわかりやすく表示しましょう。
- 参加者の年齢、体力、作業の熟練度等や当日の健康状態を確認し、適切な作業分担・配置を行うとともに、**無理のない作業計画**を立てましょう。
- 作業前には事前に体調チェックを行いましょう。
- 緊急時に備え、**緊急連絡表**を作成し、全員で確認しておきましょう。
- 緊急連絡先の確認
  - ・ 最寄りの医療機関（複数）
  - ・ ご家族の連絡先
  - ・ 保険会社
  - ・ 市町村

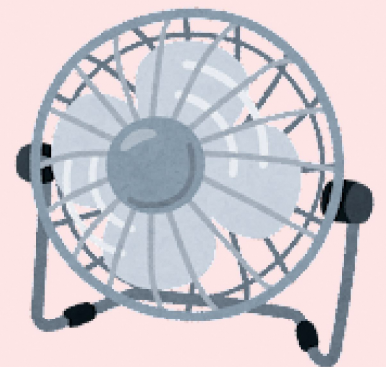


## 活動を行う前に、必ず保険に入りましょう

- 共同活動を行う際には、必ず**保険**に入りましょう。近隣の保険会社に相談してみましょう。
- 活動日の1～2週間前までに手続きが必要なので、早めに参加者を決めるようにしましょう。
- 1日あたり数十円～数百円のものまで様々な保険があります。保険料は、多面的機能支払交付金による支援の対象になります。

## 活動に当たっては、参加者一人一人が事故防止の意識を持つことが大切です

- 活動当日は、事前にチェックした危険箇所等の情報を参加者全員に周知し、**注意喚起**を行いましょ。
- **声かけ**をしましょう。
- 緊急連絡表を見やすい場所に掲示したり、通報担当者が携帯するようにならなましょ。
- **熱中症**には十分注意しましょ。
  - ・ 日陰を確保し、こまめに水分補給や休憩をとらましょ。
  - ・ 保冷剤、氷、冷たいタオルなどを使って体を冷やしましょ。
  - ・ テントや扇風機などの暑さ対策グッズも活用しましょ。
  - ・ 手足のしびれやめまい、吐き気など、万が一熱中症が疑われる症状がみられた場合はすぐに作業を中断し、涼しい場所へ避難しましょ。
  - ・ 意識がない場合や症状が良くならなましょ、すぐに病院で手当てを受けましょ。



- 万が一事故が起きた場合は**市町村に速やかに報告**しましょ。

## ■ 事故の傾向（令和5年度の発生状況）

交付金における共同活動においては、令和5年度（令和5年4月から令和6年3月末まで）に184件の事故が報告されています。

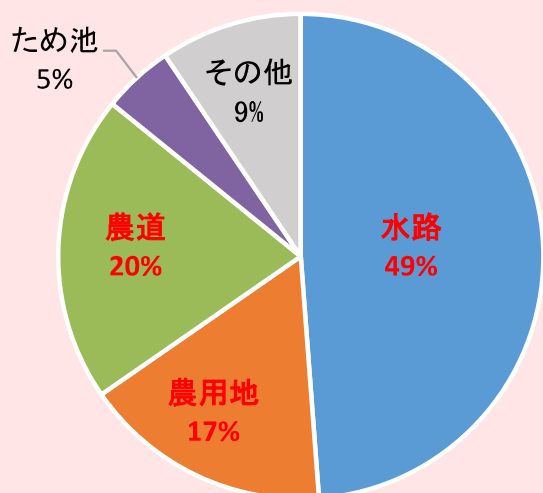
事故の発生場所としては、水路（49%）が最も多く、農道（20%）、農用地（17%）の順に多くなっており、この3つで80%を超えています。

事故が発生した活動としては、草刈（69%）が極めて多く、約70%を占めております。

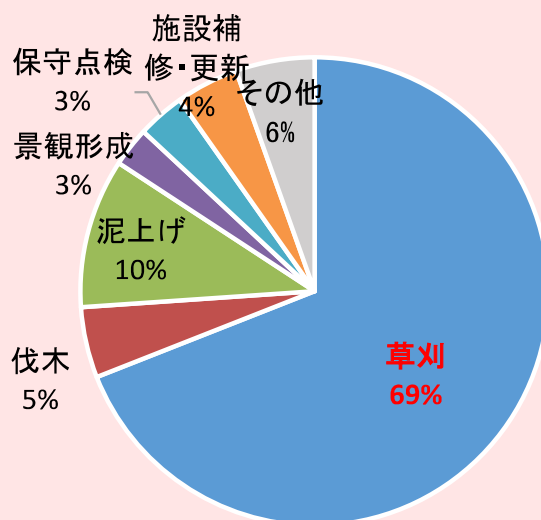
事故の原因としては、転倒・転落（28%）が最も多く、草刈機等との接触（21%）が次いで多くなっており、この2つで約50%を占めています。

事故による怪我等の状況としては、創傷（23%）及び骨折（21%）で約40%を占めています。

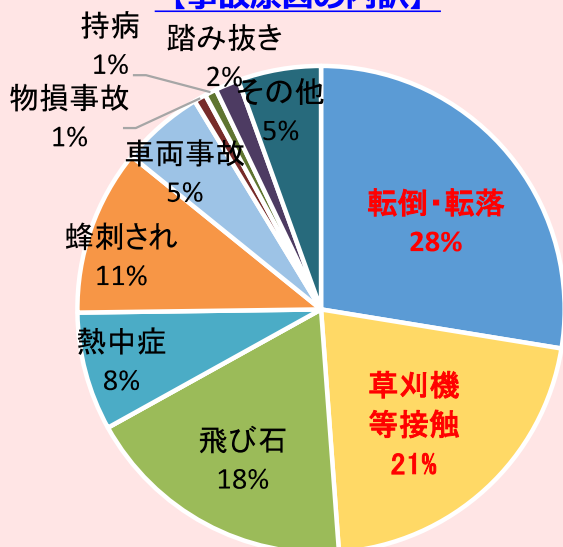
【事故の発生場所の内訳】



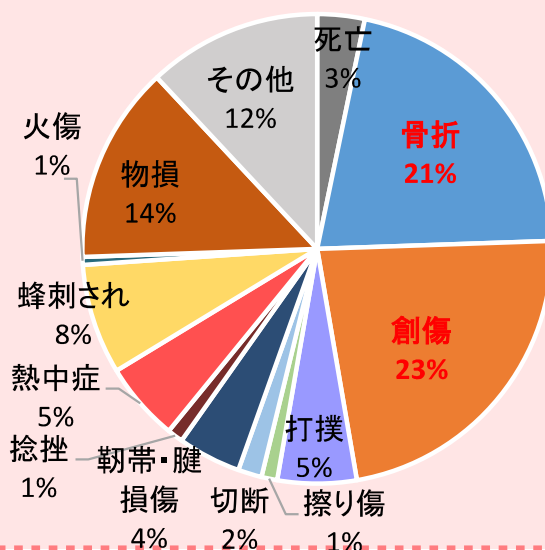
【事故発生時の活動の内訳】



【事故原因の内訳】



【事故による怪我等の状況の内訳】



活動中の事故の多くは、  
主に水路での草刈り作業で転倒・転落、  
草刈機等との接触により発生しています

## ■ 事故の例



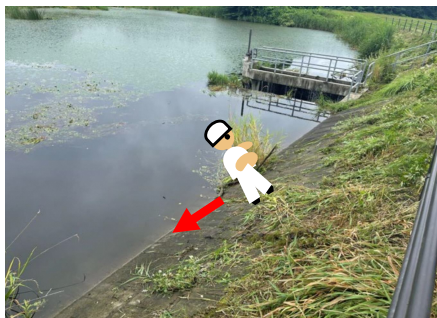
(水路の草刈り)

- ・活動項目：水路の草刈り
- ・作業内容：水路周りの草刈り作業
- ・事故概要：10人で水路の草刈り作業中、傾斜のある法面の草刈り作業者が足を滑らせ、約2mの高さから側溝に誤って転落した。
- ・被災状況：骨折（左足）
- ・発生原因：作業場所の安全確認不足や周囲の声かけ不足。



(草刈機などの点検)

- ・活動項目：農道・水路の草刈り
- ・作業内容：農道・水路の草刈り作業
- ・事故概要：自走式ロータリーモアを準備中、ブレードが回転しないため、エンジンをかけたまま、点検しようとしたところ、急にブレードが回転した。
- ・被災状況：指の屈筋腱損傷
- ・発生原因：エンジンを切らないまま、点検を行った。



(ため池堤体の急傾斜)

- ・活動項目：ため池の草刈り
- ・作業内容：ため池の草刈り作業
- ・事故概要：複数名でため池の草刈り作業中、1人が誤ってため池に転落。その後、救助を試みたもう1人も誤ってため池に転落。
- ・被災状況：両名とも死亡
- ・発生原因：安全な作業方法の周知、危険箇所の確認及び周囲の声かけが不足していた可能性。



(堤体の草刈り)

- ・活動項目：ため池の草刈り
- ・作業内容：堤体の草刈り作業
- ・事故概要：トラクターで堤体天端の草刈り作業中、操作を誤ってトラクターごと堤体下に転落。転落する中で車内から投げ出された。
- ・被災状況：死亡
- ・発生原因：作業場所の安全確認、シートベルトの着用など適切な安全対策を怠った可能性。

農作業等の安全対策の留意点等を詳細に解説した「農作業安全のための指針」や事故防止の取組事例等の農作業安全に関する情報は、農林水産省のホームページでご覧になれます。

[http://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s\\_kikaika/anzen/](http://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s_kikaika/anzen/)

◎お問い合わせは、各都道府県推進組織又は地方農政局農村振興部農地整備課へお願いいたします。

※本交付金は農林水産省の補助事業です。